

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法律〕

○地方交付税法の一部を改正する法律

〔政令〕

○労働政策審議会令の一部を改正する政令(四一)

○森林国営保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令(四二)

○独立行政法人森林総合研究所法施行令(四三)

○補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令(四四)

○漁業近代化資金融通法施行令の一部を改正する政令(四五)

○医療法施行令等の一部を改正する政令(四六)

○平成十六年度、平成十七年度、平成十九年度及び平成二十年度の国民年金制度及び厚生年金保険制度並びに国家公務員共済組合制度の改正に伴う厚生労働省関係法令に関する経過措置に関する政令の一部を改正する政令(四七)

〔最高裁規則〕

○裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員を採用試験に関する規則(最高裁一)

〔省令〕

○平成二十六年度分の地方交付税の交付時期及び交付額の特例に関する省令(総務六)

〔告示〕

○国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図るための計画の変更を認定した件(内閣府三三)

○警備業法の規定により登録講習機関の登録をした件(国家公安委三)

○電気通信事業法の規定に基づく登録講習機関の登録をした件(総務二五)

○国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律に基づく告示(外務三七、三八)

○中華人民共和国産トルエンジイソシアナートに係る関税率法第八条第五項に規定する調査の期間の延長の件(財務五七)

○労働保険の保険料の徴収等に関する法律の規定に基づき雇用保険率を変更する件(厚生労働二〇)

○介護保険の医療保険者の納付金の算定等に関する省令の規定に基づき平成二十七年の医療保険者の納付金の算定に関して厚生労働大臣が定める率及び額を定める件(同二一)

○保安林の指定をする件

(農林水産二九八、三〇四)

○生活保護法第五十五条の三に基づき指定医療機関に関する告示

(東海北陸厚生局一)

〔国会事項〕

〔人事異動〕

国家公安委員会 警察庁

〔叙位・叙勲〕

〔官庁報告〕

官庁事項

社内検定認定公示(厚生労働省)

労働

船員の特定最低賃金の改正に係る地方交通審議会の意見に関する公示(北海道運輸局最低賃金公示一)

〔公 告〕

諸事項

官庁

財団、有権者申出方、司法書士懲戒処分、行政手続法第十五条第三項の規定、建設業の営業の停止命令関係裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、特別清算、再生関係

特殊法人等

厚生年金基金解散・清算人就任関係

会社その他

三

本日公布された法令の「あらまし」は、次のページに掲載されています。

附則

(施行期日)

1 この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。
(研究所債券とみなされた緑資源債券についての読替え)

2 独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律(平成二十年法律第八号) 附則第七条の規定により法第十五条第一項の規定による研究所債券とみなされた緑資源債券についての第一条の規定の適用については、同条第一項第一号中「長期借入金又は研究所債券」とあるのは「研究所債券」と、同項第二号中「よる」とあるのは「より前号に掲げる研究所債券の償還に充てるためにし、又は発行した」と、同条第二項第一号中「掲げる長期借入金又は研究所債券」とあるのは「掲げる研究所債券」とする。

農林水産大臣 西川 公也
内閣総理大臣 安倍 晋三

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十七年二月十二日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第四十四号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第七十九号) 第二条第一項第四号の規定に基づき、この政令を制定する。

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和三十年政令第二百五十五号)の一部を次のように改正する。

第二条中「第一百五十七号」を「第六十九号」に改め、同条に次の十二号を加える。

百五十八 地域再生戦略交付金
百五十九 地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金

百六十 地域女性活躍推進交付金

百六十一 地方消費者行政推進交付金

百六十二 生活基盤施設耐震化等交付金

百六十三 保育所等整備交付金

百六十四 森林整備加速化・林業再生整備交付金

百六十五 森林整備加速化・林業再生推進交付金

百六十六 廃棄物処理施設整備交付金

百六十七 鳥獣捕獲等事業交付金

百六十八 福島原子力災害復興交付金

百六十九 中間貯蔵施設整備等影響緩和交付金

附則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣 安倍 晋三

財務大臣 麻生 太郎

厚生労働大臣 塩崎 恭久

農林水産大臣 西川 公也

環境大臣 望月 義夫

御名 御璽

平成二十七年二月十二日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第四十五号

漁業近代化資金融通法施行令の一部を改正する政令

内閣は、漁業近代化資金融通法(昭和四十四年法律第五十二号) 第二条第三項第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

漁業近代化資金融通法施行令(昭和四十四年政令第二百九号)の一部を次のように改正する。

第二条の表第一号中「十五年」を「二十年」に、「七年」を「十年」に改め、同表第二号中「同項第十号」を「同号」に改め、同表第四号中「五年」の下に「(定置網(漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号) 第六条第三項に規定する定置漁業に係るものに限る。))の取得に必要な資金にあつては、十年」を加える。

この政令は、公布の日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。
(経過措置)

2 この政令の施行前に貸し付けられた漁業近代化資金についての漁業近代化資金融通法第二条第三項第二号(東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成二十三年法律第四十号) 第百十三条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の政令で定められた期限については、なお従前の例による。

医療法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十七年二月十二日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第四十六号

医療法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成二十六年法律第八十三号) の一部の施行に伴い、並びに医療法(昭和二十三年法律第二百五号) 第六条及び第三十条の二、歯科技工士法(昭和三十年法律第六十八号) 第九条の六第二項、第十号、第十二条の二第二項及び第十五条の二第二項並びに臨床検査技師等に関する法律(昭和三十三年法律第七十六号) 第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

(医療法施行令の一部改正)

第一条 医療法施行令(昭和二十三年政令第三百二十六号) の一部を次のように改正する。

第一条の表第十二条の二第二項及び第十二条の三第一項の項中「及び第十二条の三第一項」を「第十二条の三第一項及び第十二条の四第一項」に改め、同表第二十九条第三項第二号及び第四項第二号の項中「及び第四項第二号」を「第四項第二号及び第五項第二号」に改める。

第三条第一項中「及び第四項(第三号に係る部分に限る。)」を「第四項(第三号に係る部分に限る。及び第五項(第三号に係る部分に限る。))」に改め、同条中「特定機能病院等」に改め、同条中「特定機能病院」の下に「又は臨床研究中核病院」を加える。

(歯科技工士法施行令の一部改正)

第二条 歯科技工士法施行令(昭和三十年政令第二百二十八号) の一部を次のように改正する。

第一条を第一条の二とし、同条の前に次の一条を加える。

(免許に関する事項の登録等の手数料)
第一条 歯科技工士法(以下「法」という。) 第九条の六第二項の政令で定める手数料の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
一 歯科技工士名簿に免許に関する事項の登録を受けようとする者 四千七百五十円
二 歯科技工士免許証明書(以下「免許証明書」という。)の書換交付を受けようとする者 二千八百五十円

第七条の次に次の一条を加える。

(指定登録機関が登録事務を行う場合の規定の適用等)

第七條の二 法第九條の二第一項に規定する指定登録機関（次項において「指定登録機関」という。）が同項に規定する登録事務（次項において「登録事務」という。）を行う場合における第一條の二、第三條第二項、第四條第一項、第五條、第六條（第三項を除く。）及び前條の規定の適用については、第一條の二中「住所地の都道府県知事を経由して、これを厚生労働大臣」とあるのは「これを法第九條の二第一項に規定する指定登録機関（以下「指定登録機関」という。）」と、第三條第二項、第五條第二項及び第六條第五項中「住所地の都道府県知事を経由して、これを厚生労働大臣」とあるのは「これを指定登録機関」と、第四條第一項及び第六條第二項中「住所地の都道府県知事を経由して、申請書を厚生労働大臣」とあるのは「申請書を指定登録機関」と、第五條の見出し、第六條の見出し並びに同條第一項、第四項及び第五項並びに前條の見出し中「免許証」とあるのは「免許証明書」と、第五條第一項中「歯科技工士免許証（以下「免許証」という。）」とあるのは「免許証明書」と「免許証」とあるのは「免許証明書の」と、前條中「住所地の都道府県知事を経由して、免許証を厚生労働大臣」とあるのは「免許証明書を指定登録機関」とする。

2 指定登録機関が登録事務を行うときは、第六條第三項の規定による手数料は、指定登録機関に納めるものとする。この場合において、納められた手数料は、指定登録機関の収入とする。
第八條中「の書換え交付」を「若しくは免許証明書の書換え交付」に改め、同條の次に次の二條を加える。

(歯科技工士試験委員)
第八條の二 法第十二條の二第一項の歯科技工士試験委員（以下この条において「委員」という。）は、歯科技工士国家試験を行うに必要なる学識経験のある者のうちから、厚生労働大臣が任命する。
委員の数は、五十人以内とする。
委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
委員は、非常勤とする。
委員は、非常勤とする。

第八條の三 法第十五條の二第一項の政令で定める受験手数料の額は、三万円とする。
第九條中「歯科技工士法（以下「法」という。）」を「法」に、「法第十四條第二号」を「同條第二号」に改める。
第二十條中「第一條」を「第一條の二」に改める。
第二十條中「第一條」を「第一條の二」に改める。
(臨床検査技師等に関する法律施行令の一部改正)
第三條 臨床検査技師等に関する法律施行令（昭和三十三年政令第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第八條中「政令で定める行為」を「採血」に、「四肢」を「四肢」に改め、同條の次に次の一条を加える。
(検体採取)
第八條の二 法第十一條の検体採取は、次に掲げる行為とする。

- 一 鼻腔拭い液、鼻腔吸引液、咽頭拭い液その他これらに類するものを採取する行為
- 二 表皮並びに体表及び口腔の粘膜を採取する行為（生検のためにこれらを採取する行為を除く。）
- 三 皮膚並びに体表及び口腔の粘膜の病変部位の膿を採取する行為

四 鱗屑、痂皮その他の体表の付着物を採取する行為
五 綿棒を用いて肛門から糞便を採取する行為
第十八條第三号中「及び法第十一條に規定する採血」を「並びに法第十一條に規定する採血及び検体採取」に改める。
(地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正)
第四條 地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。
本則の表六十三の項を次のように改める。

六十三 削除

--	--

(国立大学法人法施行令の一部改正)
第五條 国立大学法人法施行令（平成十五年政令第四百七十八号）の一部を次のように改正する。
第二十二條第二項の表医療法施行令第一條の表第二十四條第二項の項中「特定機能病院」を「特定機能病院等」に改める。
附則
この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。

総務大臣 山本 早苗
文部科学大臣 下村 博文
厚生労働大臣 塩崎 恭久
内閣総理大臣 安倍 晋二

平成二十七年二月十二日
内閣総理大臣 安倍 晋二
御名 御璽

政令第四十七号
平成十六年度、平成十七年度、平成十九年度及び平成二十年度の国民年金制度及び厚生年金保険制度並びに国家公務員共済組合制度の改正に伴う厚生労働省関係法令に関する経過措置に関する政令の一部を改正する政令
する政令の一部を改正する政令
内閣は、国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百四号）附則第十九條の二第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

平成十六年度、平成十七年度、平成十九年度及び平成二十年度の国民年金制度及び厚生年金保険制度並びに国家公務員共済組合制度の改正に伴う厚生労働省関係法令に関する経過措置に関する政令（平成十六年政令第二百九十八号）の一部を次のように改正する。
第二十五條の次に次の一条を加える。
(指定全額免除申請事務取扱者の事務の特例に関する技術的統括)
第二十五條の二 平成十六年改正法附則第十九條の二第四項の規定により国民年金法第百九條の二第四項から第八項までの規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する場合においては、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。